

事 務 連 絡  
令和 5 年 3 月 1 0 日

法務局民事行政部戸籍課長 殿  
地方法務局戸籍課長 殿

法務省民事局民事第一課 田中補佐官

配偶者暴力相談支援センター等の職員からの戸籍証明書等の請求に関する取扱いの周知について

女性活躍・男女共同参画の重点方針2022（令和4年6月3日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）に基づき取りまとめられた「配偶者からの暴力による被害者に係る生活再建支援の強化について」（令和4年12月26日DV対策抜本強化局長級会議決定）において、委任状の活用により配偶者暴力相談支援センター等（配偶者暴力相談支援センターのほか配偶者暴力等の被害者支援を行う民間シェルター等を含む。以下「施設」という。）の職員の心理的負担が解消される方法で戸籍証明書等の代理請求を行うことが可能であることについて周知を行うこととされました。

具体的には、戸籍証明書等の代理請求に当たり、施設の長を代理人とし、職員個人を復代理人とすることによって、委任状の作成の際に、被害者に施設の職員の個人情報知られてしまうことに対する当該職員の心理的負担を解消することができると考えられるところです。

つきましては、上記のような取扱いが可能であることを踏まえ、施設の職員から戸籍証明書等の代理請求があった場合には適切に対応するよう貴管下支局長及び管内市区町村長に周知方取り計らい願います。

なお、本件については、本月末に、内閣府から市区町村の配偶者暴力対策所管部局宛てにも周知される予定ですので申し添えます。

※ 具体的には、以下のとおり委任状を作成することが考えられる。

- ① 被害者（請求者）から施設の長に対し、戸籍証明書等の請求に関する事項のほか、復代理人の選任に関する事項も委任する。
- ② 施設の長から職員個人に対し、戸籍証明書等の請求に関する事項を委任する。